

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の
放棄に関する条例の一部改正について

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に
関する条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例（平成 29 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 9 号」を「第 10 号」に改め、「第 2 号」の次に
「又は第 9 号」を加え、同条第 9 号中「前各号」を「第 1 号から第 8 号まで」に改め、
同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 私的整理に関する指針として市長が認めるものに基づき策定された、事業の
再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事
業活動の実施に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

市長に対し中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄
を求める際の基礎とすることができる事業再生計画等を追加するため、所要の改正

を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。